



# 帳簿の備え付け等について



**第一種動物取扱業者には、標識の掲示、帳簿の作成と5年間の保管、定期報告等の義務があります。**

※パソコンなど電磁的方法による記録も認められています。

※取引伝票など帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類（記録の根拠となる書類）を整理して保存するよう努めることとされています。

## 各業種に必要な標識・帳簿・定期報告等の一覧

○…実施・作成が必要    - …実施・作成が不要

	販売	保管	貸出	訓練	展示	競り あっせん	譲受け 飼養	備考
標識の掲示	○	○	○	○	○	○	○	
飼養施設及び動物の 点検状況記録台帳	○	○	○	○	○	○	○	
飼養する動物 に関する記録帳簿	○	-	○	-	○	-	○	
動物の取引状況 に関する記録台帳	○※1	○	○※1	○	○※1	○	○※1	
繁殖の実施状況記録台帳※2	○	-	○	-	○	-	-	繁殖を行う場合のみ
獣医師による健康診断書	○	○	○	○	○	-	○	1年以上継続して 飼養・保管する犬猫のみ
動物販売業者等定期報告	○	-	○	-	○	-	○	
動物取扱責任者研修の受講	○	○	○	○	○	○	○	

※1 「飼養する動物に関する記録帳簿」があれば作成不要

※2 犬猫で帝王切開を行った場合は、別途、獣医師による出生証明書と診断書（母体の状態・今後の繁殖の適否）の交付を受け、5年間の保管が必要

## 参考様式等のダウンロード・参考ホームページ

山梨県ホームページ（様式のダウンロードができます）

▼[https://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/doubutuaigo\\_yousiki.html](https://www.pref.yamanashi.jp/eisei-ykm/doubutuaigo_yousiki.html)



山梨県HP

### 山梨県

[防災・安全](#) | [暮らし](#) | [教育・子育て](#) | [医療・健康・福祉](#) | [まちづくり・環境](#) | [しごと・産業](#)

[トップ](#) > [暮らし](#) > [ペット・動物愛護](#) > [動物愛護](#) > [動物愛護関係様式（衛生業務課）](#)

環境省ホームページ（動物取扱業者向けに基準等の情報が掲載されています）

▼<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/animal.html>

動物の愛護と適切な管理 人と動物の共生をめざして

---

HOME > 動物取扱業者の方へ

- ▶ 動物愛護管理法
  - 動物愛護管理法の概要
  - 基本指針
  - 基準等

動物取扱業者の方へ



環境省HP

# 標識、帳簿、定期報告の詳細

## ○標識の掲示（法第18条）

- ・顧客の出入口から見やすい位置に規則様式第9による標識を掲示
- ・事業所以外の場所で営業する場合には、顧客と接する全ての職員が規則様式第10による識別章を着用

## ○施設及び動物の点検状況記録台帳（基準省令第2条第1号イ、第7号ム）

- ・一日一回以上の巡回を行い、毎日記録
- ・参考様式9

## ○飼養する動物に関する記録帳簿（法第21条の5第1項）

- ・記録内容：品種、繁殖者（氏名、登録番号、所在地）、生年月日、所有開始日、譲渡元（氏名、登録番号、所在地）、販売日、販売先（氏名、登録番号、所在地）、販売相手が法令に違反していないことの確認状況、販売者氏名、販売時の情報提供実施状況、死亡日、死亡原因
- ・犬又は猫の場合は個体ごとに、それ以外の場合は品種等ごとに作成

## ○動物の取引状況に関する記録台帳（基準省令第2条第7号工）

- ・参考様式11
- ・「飼養する動物に関する記録帳簿」（法第21条の5第1項）を備える場合は、作成不要

## ○繁殖の実施状況記録台帳（基準省令第2条第6号ハ）

- ・参考様式10
- ・犬猫で帝王切開を行った場合には、別途「獣医師による出生証明書、母体の状態、今後の繁殖の可否に関する診断書」の保管が必要

## ○獣医師による健康診断書（基準省令第2条第4号ハ）

- ・1年以上継続して飼養する全ての犬猫が対象
- ・毎年1回以上、獣医師による健康診断を実施しその結果を記録した診断書を保管
- ・繁殖に供する個体は繁殖が可能な健康状態か否かを含む

## ○動物販売業者等定期報告（法第21条の5第2項）

- ・毎年度5月30日までに、前年度の状況を記載して報告
- ・規則様式第11の2
- ・報告内容：①年度当初の動物の所有数、②月毎に新たに所有した動物の所有数、③月毎に販売等した又は死亡した動物の数、④年度末の動物の所有数、⑤取り扱った動物の品種等

## ○動物取扱責任者研修の受講（規則第10条第3項）

- ・都道府県知事が開催する動物取扱者研修を、選任されている全ての責任者が受講

法…動物の愛護及び管理に関する法律

規則…動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

基準省令…第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

## 問い合わせ先

中	北	保健所	衛生課	TEL:0551-23-3071
峡	東	保健所	衛生課	TEL:0553-20-2751
峡	南	保健所	衛生課	TEL:0556-22-8151
富士	・東部	保健所	衛生課	TEL:0555-24-9033